

○ 北広島市防犯活動用品貸与支給要領

平成 22 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、市内で防犯活動を行う団体（以下「防犯活動団体」という。）の活動を支援するため、防犯活動用品の貸与及び支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 貸与 無償で「貸す」ことをいう。
- (2) 支給 無償で「提供する」ことをいう。

(貸与対象)

第 3 条 防犯活動用品の貸与及び支給対象は、次の各号に掲げる要件を備える防犯活動団体とする。

- (1) 市民が安全で安心して暮らせるまちの実現を目指して活動する団体。
- (2) 継続して防犯活動を行う団体。
- (3) 活動の目的が営利を目的としていない団体。
- (4) 原則として構成員が 5 人以上で、かつ、その過半数が市内に居住、在勤又は在学している団体。

(貸与用品)

第 4 条 市が貸与する防犯活動用品は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内において貸与する。

- (1) ジャンパー
- (2) ベスト
- (3) 帽子
- (4) 腕章
- (5) 青色回転灯
- (6) 車用マグネットシート

(支給用品)

第 5 条 市が支給する防犯活動用品は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内において支給する。

- (1) 啓発用のぼり旗
- (2) のぼり旗用ポール

(貸与期間)

第 6 条 貸与期間は、防犯活動団体において自主的な防犯活動が実施されている間とする。

(貸与申請)

第7条 防犯活動用品の貸与を受けようとする防犯活動団体は、北広島市防犯活動用品貸与申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸与決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、防犯活動用品の貸与の可否を決定し、北広島市防犯活動用品貸与決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給用品申請)

第9条 防犯活動用品の支給を受けようとする防犯活動団体は、北広島市防犯活動用品支給申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(用途の制限)

第10条 貸与及び支給された防犯活動用品は、原則として、防犯活動以外の目的に使用してはならない。

(亡失又は損傷の届出)

第11条 防犯活動用品の貸与を受けた団体は、当該用品を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市民環境部市民課に届けなければならない。

(貸与用品の返却)

第12条 防犯活動用品の貸与を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに貸与用品を返却しなければならない

- (1) 防犯活動団体が解散し、又は防犯活動が引き続き6箇月以上行なわれていないとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により申請がなされたことが判明したとき。
- (3) 防犯活動以外の目的に用品を使用したとき。

(活動報告)

第13条 市民環境部長は、特に必要があると認めるときは、防犯活動団体に対し、活動内容の報告又は活動計画書の提出を求めることができる。

(貸与用品及び支給用品の管理)

第14条 市民環境部長は、貸与及び支給用品の状況を明確にするため、防犯活動用品貸与管理簿(第4号様式)及び防犯活動用品支給管理簿(第5号様式)を備えおくものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民環境部長が定める。

附 則

1. この要領は、平成22年4月1日から施行する。
2. 廃止前の北広島市地域防犯パトロール活動用品貸与基準の規定に基づき貸与を受けたものは、制定後の北広島市防犯パトロール活動用品貸与要領の規定による貸与を受けた者とみなす。
3. この要領は、平成27年4月1日から施行する。